平成２７年（フ）第３５０号
熊本市中央区琴平本町２番23号、住民票上の住所熊本市中央区九品寺３丁目17番８号
破産者　清家　英明
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９８号
北海道苫小牧市川沿町４丁目１番17号
破産者　佐藤　易子（旧姓戸張・田所）
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第６０号
北海道苫小牧市ときわ町６丁目１番16号　コーポ柳井Ａ棟１階
破産者　三橋　直仁
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１３号
千葉県市川市曽谷３丁目29番地12　ハイネスブリッヂＡ101号室、前住所茨城県龍ケ崎市藤ケ丘７丁目４番地２　カトルセゾン藤ケ丘102号室
破産者　代田　一秀
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
茨城県北相馬郡利根町大字布川1583番地２（Ｃ号棟）
破産者　田邊　龍雄
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
茨城県取手市東３丁目５番31号メゾンクルスＡ号、前住所茨城県取手市白山８丁目９番48号
破産者　稲野　文子
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
長野県茅野市本町東３番５号　金子浩子貸家が号、破産手続開始決定時の住所長野県諏訪市大字中洲3518番地５
破産者　髙田　幸雄
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１４４号
名古屋市名東区大針３丁目190番地の２、開始決定時の住所愛知県稲沢市井之口大坪町74　シャトレ愛松稲沢Ⅲ－306
破産者　榛澤　光廣
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３２号
滋賀県野洲市冨波甲62番地48
破産者　川﨑　忠司
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６９号
滋賀県甲賀市甲賀町神2102
破産者　廣岡　和美
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１３号
大阪市中央区谷町６丁目２番９号502
破産者　長塩　　實
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１号
兵庫県尼崎市大西町３丁目９番18号シャトルヨネ106号、前住所兵庫県尼崎市東七松町１丁目５番27号
破産者　豊島　忠義
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８号
奈良市法華寺町214番地の１　セレナハイム新大宮301号
破産者　安田　弘明
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１１号
大分県豊後高田市呉崎2461番地１
破産者　安部　尚雄
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０６号
宮崎市大坪東２丁目18番１号、住民票上の住所宮崎市小松台南町５番地16
破産者　家守　理子
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９１号
沖縄県沖縄市池原４丁目２番10号
破産者　大嶺　自清
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部